

# 令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。</p> <p>なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。</p>	
活動路線	◎ 最重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	<b>国道453号</b> 豊平4条5丁目（国道36号）交差点から 平岸2条13丁目（白石藻岩線）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	<b>国道36号</b> 豊平3条1丁目（豊平川右岸通）交差点から 月寒中央通7丁目（水源地通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
活動地域	◎ 最重点地域	
	地域	重点時間帯
	<b>地下鉄平岸駅周辺</b> 平岸2条7丁目、平岸2条8丁目、平岸3条7丁目、 平岸3条8丁目及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点地域	
	地域	重点時間帯
	旭・水車町地区（旭町全域、水車町全域）	5時～22時
	豊平地区（豊平全域）	5時～22時
	平岸地区（平岸全域）	5時～22時
中の島地区（中の島全域）	5時～22時	
美園地区（美園全域）	5時～22時	

札幌方面豊平警察署